

墨田区プロトタイプ実証実験支援 事業費補助金交付申請の手引き

令和6(2024)年

事務局：墨田区産業観光部産業振興課
デロイト トーマツ コンサルティング合同会社

目次

1. 事業内容.....	3
(1) 背景・目的	3
(2) 本事業の特徴.....	3
(3) 実施体制	4
(4) 本事業の支援メニュー.....	5
2. 実証内容.....	9
(1) 実証パターン.....	9
(2) 実証の応募枠.....	9
(3) 実証テーマ	10
(4) 各パターンにおける区内企業・区内大学との協業.....	15
(5) 役割分担	16
(6) 実証スケジュール.....	17
3. 申請内容.....	18
(1) 申請資格	18
(2) 申請の考え方.....	18
(3) 申請書類・申請方法.....	19
(4) 実証実験の継続に関する申請.....	21
4. 審査・選定の方法.....	22
(1) スケジュール.....	22
(2) 選定方法	22
(3) 評価基準	23
(4) 実証実験の継続に関する審査・選定.....	24
5. その他の事項.....	24
(1) 留意事項	24
(2) 実証実験の実施に係る権利帰属について.....	25
6. 本事業の問い合わせ先	26
7. 事務局の企業情報.....	26

1. 事業内容

(1) 背景・目的

墨田区は、SDGs の達成に向けて先進的な取組を実施する自治体を内閣府が公募・選定する「SDGs 未来都市」に 2021 年度に選定されています。また、「SDGs 未来都市」の中でも、特に先導的な取組として毎年度 10 都市のみ選定される「自治体 SDGs モデル事業」にも選定されています。

墨田区の「自治体 SDGs モデル事業」で示す「産業振興を軸としたプロトタイプ実装都市 ~ものづくりによる『暮らし』のアップデート~」では、社会課題の解決に取り組むスタートアップ企業・団体等(以下「スタートアップ」という。)を区内に誘引し、“ものづくりのまち・すみだ”を担う区内のものづくり企業や、“大学のあるまち・すみだ”を担う区内の大学等と連携を図ることで、例えば、産業・健康・環境といった地域の課題解決に資するプロトタイプを開発して社会実証として地域で活用し、さらにはスタートアップと区内企業・区内大学との連携にとどまらず、区民と企業との交流を生み出し、地域の持続的な活性化を目指しています。

こうした背景を踏まえて、墨田区のプロトタイプ実証実験支援事業費補助金(以下「本事業」という。)では、スタートアップが有する先端的な技術・サービスや社会的価値観と区政現場が抱える社会課題やフィールドのマッチングによる実証実験を行い、さらに一部の実証実験では、区内のものづくり企業や区内大学等と連携したプロトタイプ開発にも取り組みます。

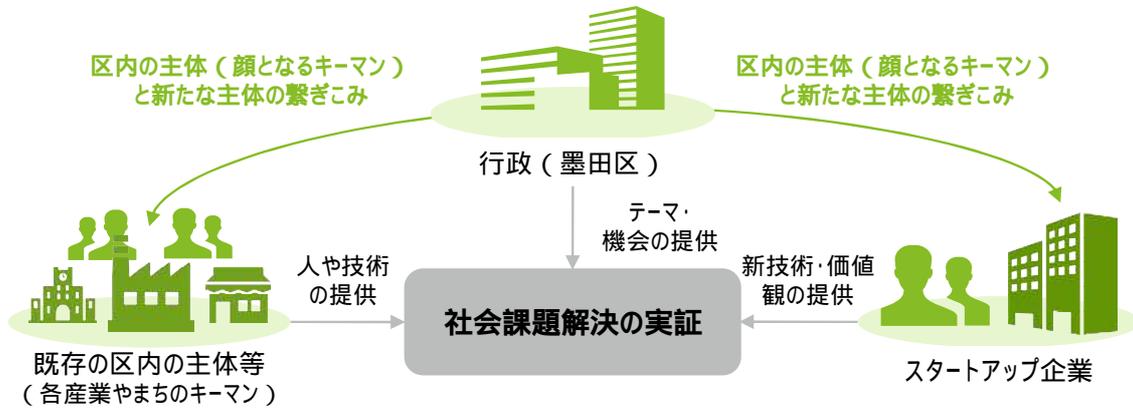
このような「墨田区」×「スタートアップ」×「区内ものづくり企業」「区内大学」によるオープンイノベーションを通じて、社会課題解決型スタートアップの技術・サービスの区内における実証・実装を加速させ、社会課題解決と地域社会・経済の発展につなげることを目的としています。

(2) 本事業の特徴

墨田区には多種多様な業種・人材の集積があり、そのような状況の中でも、お互いの顔が見える近い距離感で、人と人との深い繋がりがあります。そうした人と人の繋がりによって、日常的にさまざまな課題の解決に取り組んでおり、このような地域ネットワークが墨田区の特色でもあります。そこで、このような地域ネットワークを活用するべく、行政がスタートアップと区内企業・区内大学や区政現場の繋ぎこみを行いながら多様な社会課題の解決に繋げていく、「地域ネットワーク活用型」の社会課題解決が本事業の特徴となります。

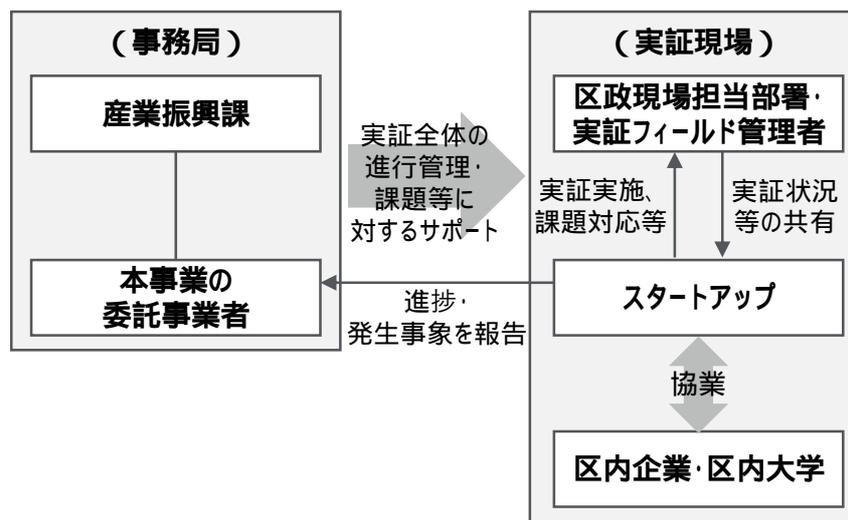
例えば、自社のプロトタイプを開発したい、という課題があった際には、行政が区内のものづくり企業とマッチングを行い、実証段階からプロトタイプの開発・改良に取り組むような実証パターンも想定しています。

【プロトタイプ実証実験支援事業のイメージ】



（３）実施体制

本事業は墨田区産業観光部産業振興課が事務局として公募・審査や実証の進行管理を行います。事業の推進においては、墨田区から委託を受けている事務局（デロイト トーマツ コンサルティング合同会社）が実証設計・進行管理の支援を行います。採択されたスタートアップは、事務局の支援のもと、社会課題を抱える実証フィールドである区政現場とともに、社会課題の解決に資するプロダクト・サービスを用いた実証実験を実施します。



スタートアップと区内企業・区内大学の協業体制は、「2.（１）実証パターン」に記載している「プロトタイプ開発・改良パターン」「大学協業パターン」において想定しています。

(4) 本事業の支援メニュー

実証実験を効果的かつ円滑に推進するために、以下のとおり採択スタートアップへのサポートを行います。

ア 社会課題解決の実証が行える環境の提供

- 区政現場とのマッチング
採択スタートアップが有するプロダクト・サービスの実証実験が可能な社会課題（区政現場の課題）・実証フィールドを提供します。
- 実証開始に向けた調整支援
採択スタートアップの提案内容を踏まえて、実証開始時に事務局が実証関係者の認識合わせの場を設定し、事務局が実証プランを作成するなどの実証設計を支援します。
- 実証実験の実施協力
実証実験開始後より、事務局が関係者間の調整を目的とした定例打合せを開催・進行し、実証におけるリスク・課題発生時の調整・サポートを実施します。また、後述する「区内学生枠」で採択されたスタートアップに対しては、実証実験の設計から実行までを伴走支援するメンターの配置を行います。
- 実証支援金による支援
以下の表のとおり、実証パターンに応じて実証実験の実施費用を墨田区が補助金として交付します。

補助対象パターン	補助率	上限額
プロトタイプ導入パターン：中小企業者等が有する既存の製品、サービス等の導入による実証実験事業	補助対象経費の10分の10	（一般枠） 1件当たりの補助金の額は当該年度の予算に定める額の範囲内で200万円を限度とする。 （区内学生枠） 1件当たりの補助金の額は当該年度の予算に定める額の範囲内で100万円を限度とする。ただし、既に一定の成果が認められた実証実験事業の場合は、当該年度の予算に定める額の範囲内で200万円を限度とする。
プロトタイプ開発・改良パターン：中小企業者等が区内のもの		（一般枠） 1件当たりの補助金の額は当該年度の

<p>づくり企業（製造・加工業）との協業により、既存製品の改良又は新たな製品の開発を伴う実証実験事業</p>		<p>予算に定める額の範囲内で250万円を限度とする。 （区内学生枠） 1件当たりの補助金の額は当該年度の予算に定める額の範囲内で150万円を限度とする。ただし、既に一定の成果が認められた実証実験事業の場合は、当該年度の予算に定める額の範囲内で250万円を限度とする。</p>
<p>大学協業パターン：中小企業者等が大学・研究機関との協業により行う実証実験事業</p>		<p>（一般枠） 1件当たりの補助金の額は当該年度の予算に定める額の範囲内で250万円を限度とする。 （区内学生枠） 1件当たりの補助金の額は当該年度の予算に定める額の範囲内で150万円を限度とする。ただし、既に一定の成果が認められた実証実験事業の場合は、当該年度の予算に定める額の範囲内で250万円を限度とする</p>

イ 実証をサポートする地域ネットワークの提供

- 区内企業・区内大学との協業支援
区内のものづくり企業・区内大学と連携し、採択スタートアップが有するプロトタイプ・サービスの開発・改良に向けた技術提供や実証実験に対する知見提供等による協業支援を行います。（詳細は、「2.（3）各パターンにおける区内企業・区内大学との協業」を参照）
- 区内リレーションの活用支援
墨田区で実証を行うにあたり活用したいフィールド、協業したい区内企業・区内大学等、繋がりをもちたい区内のステークホルダーなど、応募企業の要望に対して調整を行います（事前調整の方法は、「3.（3）ウ 区への調整希望票」を参照）
- 墨田区産業共創施設と連携した事業促進支援
令和5年10月に錦糸町エリアに開設した「墨田区産業共創施設 SUMIDA INNOVATION CORE（通称：SIC）」において、スタートアップ

支援業務としてビジネス相談、ビジネス関係者や区内企業・区内大学との交流促進、マッチング支援などを行っています。本施設はプロトタイプ実証実験とも連携しており、実証実験のフィールドとしての活用や、実証実験におけるステークホルダーとのマッチング支援や、実証実験後を見据えたビジネス相談等も実施しています。

ウ 次年度以降の実証・実装展開に向けた支援の提供

実証実験の結果、社会課題の解決に資すると認められるプロダクト・サービスの公共調達等の促進も見据えて、以下のとおり支援を行います。

- ビジネスモデルの構築支援（区内学生枠のみ）

特にプレシード・シード期に該当する区内学生枠（「2.実証内容」-「(2)実証の応募枠」を参照）においては、実証実験を通じたビジネスモデルの構築支援と墨田区内における販路先の抽出・関係性構築等の支援を行います。

- 実証実験の継続支援

今年度の実証実験は、令和6年度内（令和7年3月末まで）で実証から効果測定までを行うものです。なお、実証実験の効果をさらに高めていくため、令和6年度の実証実験のあり方を発展させた令和7年度の実証実験の計画・見通しがあり、効果性・継続性が見込まれる実証実験については、次年度の継続実施も検討しています。

令和7年度の予算については調整段階であり、現時点で継続での実証を確約するものではない旨をご了承ください。

同一の実証テーマでの実証実験は、最大で2年度を想定しています。2年度を超える場合は、実証実験の継続支援の対象とはなりませんのでご了承ください。

- 採択スタートアップのプロモーション支援

実証実験の成果を資料にとりまとめ、採択スタートアップの企業名・採用プロダクト・サービス・実証内容・成果を区の各種広報媒体・ものづくり関連サービス等（ ）で発信し、区民・区内のものづくり関係者・区外へのプロモーションを支援します。

また、令和5年10月に錦糸町エリアに開設した「墨田区産業共創施設 SUMIDA INNOVATION CORE（通称：SIC）」において、実証実験で採択したプロダクト・サービスが体験できる展示会や成果報告会等も開催します。

【 想定しているプロモーション媒体等】

- ◇ 各報道機関に向けた墨田区からのプレスリリース
 - ◇ 墨田区公式ホームページ
参考 URL : <https://www.city.sumida.lg.jp/>
 - ◇ 墨田区産業共創施設 SUMIDA INNOVATION CORE ホームページ
参考 URL: <https://sic-sumida.net/>
 - ◇ すみだ区報
参考 URL : <https://www.city.sumida.lg.jp/kuhou/>
 - ◇ 「ものづくりのまち すみだ」公式 SNS
参考 URL :
https://www.city.sumida.lg.jp/sangyo_jigyosya/sangyo/pr_brand_hyousyo/sumida3m/oshirase/sns.html
 - ◇ 区が運用する区内ものづくり企業へのメールニュース（すみだ産業情報メールニュース）での情報発信
参考 URL : <https://www.techno-city.sumida.tokyo.jp/magazine/>
 - ◇ 区が整備を支援している新ものづくり創出拠点での情報発信
参考 URL :
https://www.city.sumida.lg.jp/sangyo_jigyosya/sangyo/monodukuri_sien/sin_monodukuri/shinmonokyotenitiran.html
- 墨田区産業共創施設と連携した実装支援
令和 5 年 10 月に錦糸町エリアに開設した「墨田区産業共創施設 SUMIDA INNOVATION CORE（通称：SIC）」において、本事業において実証実験を完了したスタートアップに対して、実装に向けた販路開拓支援を行います。
 - アルムナイネットワークへの参加機会の提供
本事業の採択企業・協業企業及び令和 5 年 10 月に錦糸町エリアに開設した「墨田区産業共創施設 SUMIDA INNOVATION CORE（通称：SIC）」で開催しているアクセラレーションプログラム「SPARK」の採択企業が参加可能なアルムナイネットワークへの参加機会を提供します。

2. 実証内容

(1) 実証パターン

本事業では、以下の ~ のパターンで実証実験を行います。各実証テーマの内容を踏まえて、どちらの実証パターンで応募を行うかを検討のうえ、申請ください。

墨田区では ” ものづくりのまち・すみだ ” や ” 大学のあるまち・すみだ ” として、区内のものづくり企業や区内に拠点を有する大学との協業を促進し、スタートアップと区内企業・区内大学との協業ニーズを広く抽出する趣旨から、「パターン : プロトタイプ開発・改良パターン」と「パターン : 大学協業パターン」を重視しています。

なお、多様なパターンでの実証を実施する考えから、原則として各パターン1件以上採択します。(評価の考え方は、「4.(3) 評価基準」参照)

【パターン : プロトタイプ導入パターン】

スタートアップが有する既存の製品、サービス等の導入による実証実験事業

【パターン : プロトタイプ開発・改良パターン】

スタートアップが区内のものづくり企業(製造・加工業)との協業により、既存製品の改良又は新たな製品の開発を伴う実証実験事業

【パターン : 大学協業パターン】

スタートアップが区内の大学・研究機関との協業により行う実証実験事業

プロトタイプ開発・改良パターンと大学協業パターンに協力可能な区内企業・区内大学の情報は、「2.(4) 各パターンにおける区内企業・区内大学との協業」に記載していません。

(2) 実証の応募枠

本事業では、次の2つの実証の枠を設けて応募を行います(詳細な応募資格は、「3.(1) 申請資格」参照)。

【応募枠 : 一般枠】

「3.(1) 申請資格」を満たすスタートアップが応募可能な一般枠

【応募枠 : 区内学生枠】

以下の2つの条件を満たしている場合に応募が可能な墨田区内の学生スタートアップ向けの枠

「3.(1) 申請資格」を満たし、かつ応募スタートアップの代表者が、墨田区内に本部またはサテライトオフィスを設置している大学 に在学中または卒業後3年以内であること

文部科学大臣による設置認可を受けている大学

(3) 実証テーマ

【一般枠：採択数4件】

一般枠では、応募者自身が行いたいと考える社会課題・実証テーマで解決を提案する「フリーテーマ」と、墨田区が抱える具体的な課題に対して実証テーマに対しての解決策を提案する「特定課題テーマ」での応募が可能です。

なお、全ての実証テーマに応募があった場合でも、本事業で実施する実証実験は最大5件となり、そのうち、一般枠での採択は最大4件(フリーテーマ2件、特定課題テーマ2件)を想定していますので、審査により選定を行います(詳細は「4.(2)選定方法」を参照)。

フリーテーマ：採択数2件

応募者自身が行いたいと考える社会課題・実証テーマと解決策の提案を行うものとなります。社会課題解決に資する実証テーマであれば、ジャンルや領域は問わないフリーでの提案となります。

特定課題テーマ：採択数2件

想定している実証テーマは次のとおりです。

No.	課題テーマ	実証テーマ
1	地域経済・産業の振興	AI等のデジタルツール活用による区内ものづくり企業の「見積もり」業務のDX推進
2	地域福祉の充実	認知症の予兆検出サービスの開発/精度向上による高齢者福祉の充実

上記の実証テーマの想定内容は以下のとおりです。申請時の参考としてください。なお、本内容は現時点での想定のため、所管との調整により、変更が発生する可能性があります。

【No.1：AI等のデジタルツール活用による区内ものづくり企業の「見積もり」業務のDX推進】

課題テーマ	地域経済・産業の振興
実証フィールド	株式会社石井精工(墨田区内のものづくり企業)
区政現場が	墨田区は古くから「ものづくりのまち」として知られ、

<p>抱える課題と想定する実証内容</p>	<p>多種多様な製造業が集まる「産業集積のメリット」を最大限に活かし、小規模企業の多彩なネットワークとスピード、技術対応力によって、ユーザー・消費者のニーズに応える都市型のものづくりを展開してきました。</p> <p>「ものづくりのまち」としての伝統を継承・発展させるため、2004年から次世代を担う後継者を育成する場として「フロンティアすみだ塾」を開設したほか、2016年から区事業による「新ものづくり創出拠点」の整備・開設を実施し、2023年には「ものづくりのまち」として蓄えた技術・人材と地域ネットワークを活かしてスタートアップを支え、墨田区のものづくり企業との共創を生み出すための産業共創施設（SUMIDA INNOVATION CORE）を新設する等、産業振興に資する様々な取組を行っています。</p> <p>一方で、1970年のピーク時に9,703あった事業所も現在では約1,900ほどに減っており、今も減少傾向にあります。グローバル化やデジタル化等、変化の激しさを増す経営環境に対応するためには、区内のものづくり企業の経営力の強化が重要な課題となっています。特に、企業内で属人化・暗黙知化している業務は、業務効率が最大化されない要因となるだけでなく、人材が離脱したときに業務が回らなくなってしまうリスク要因にもなっており、効率的かつ持続可能な経営を行う上での課題となっています。中でも、自社製品の適正な価格設定をする点で重要な業務である「見積もり」業務は、中小規模の企業では属人化・暗黙知化している傾向にあります。そこで、属人化・暗黙知化している「見積もり」業務に対してAI等のデジタルツールを導入することでビジネス・プロセスを再構築し、効率的かつ継続的に業務を遂行できる体制づくりに資する可能性を検証したいと考えています。</p> <p>具体的な検証内容としては、属人化・暗黙知化されている「見積もり」業務の形式知化や、形式知化した「見積もり」業務にAI等のデジタルツールを導入することによる業務効率の向上等を想定しています。</p>
-----------------------	---

実証の意義	本実証を通じて、区内ものづくり企業への AI 等のデジタルツール導入による「見積もり」業務の属人性の排除・効率性の向上に係るユースケースの創出に加えて、実証後のほか区内事業者へのサービスの展開も期待できます。
実証要件	墨田区内のものづくり企業である株式会社石井精工をフィールドとすることを前提とした実証テーマです。

【No.2：認知症の予兆検出サービスの開発/精度向上による高齢者福祉の充実】

課題テーマ	地域福祉の充実
実証フィールド	区内の医療機関、大学等
区政現場が抱える課題と想定する実証内容	<p>墨田区では、高齢者の方々が住みなれた「すみだ」で安心して暮らし続けられるよう、認知症という病気の理解促進や普及啓発、認知症の進行に応じた対応・サービスなどを紹介する認知症ケアパスの普及等の支援体制の充実を進めています。</p> <p>また、地域の認知症の人や家族を見守り、支援する応援者である認知症サポーターを増やすための養成講座を開講し、墨田区にお住まいの方や、地域の企業、団体へ認知症サポーター養成講座の受講を呼びかけているほか、キッズサポーターの育成にも力を入れ、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指しています。</p> <p>一方で、今後も日本全体で高齢化は進むと予測されており、墨田区においても、認知症の増加傾向は続くと想定されます。そうした中で、認知症の予兆の早期発見と改善に向けたアプローチが非常に重要になってきますが、一定のコストや労力が必要な側面があり、まだまだ身近にはなっておらず、認知症の早期発見に至りにくいということが大きな課題となっています。</p> <p>そこで、認知症検査にかかるコストや労力を低減することでより身近に認知症の予兆検出ができるようなサービスを、墨田区に所在する医療機関、大学等と協業して開発もしくは精度検証し、認知症の早期発見に資する可能性を検証したいと考えています。</p> <p>具体的な検証内容としては、当該サービスによって認知</p>

	症の予兆が正しく検出できるか、健常である場合には健常であると正しく検出ができるか等を想定しています。
実証の意義	墨田区は、高齢者の方々が住みなれた「すみだ」で安心して暮らし続けられるよう、認知症という病気の理解促進や普及啓発、認知症の進行に応じた対応・サービスなどの支援体制の充実に取り組んでいます。そのため、本実証を通じて、認知症の早期発見に資するサービスの開発もしくは精度検証と、実証後の墨田区でのサービスの活用・展開も期待できます。
実証要件	実証フィールドの選定は、墨田区と調整のうえ実施します。本テーマの応募段階で、希望する実証フィールドを提示いただくことも可能です。

【区内学生枠：採択数1件】

区内学生枠では、一般枠とは異なり、具体的な課題・実証テーマに対する提案を行う「特定課題テーマ」は設けず、応募者自身が行いたいと考える社会課題・実証テーマと解決策の提案を行う「フリーテーマ」のみでの応募となります。社会課題解決に資する実証テーマであれば、ジャンルや領域は問わないフリーでの提案となります。

なお、本事業で実施する実証実験は最大5件となり、そのうち、区内学生枠での採択は最大1件を想定していますので、審査により選定を行います（詳細は「4.(2)選定方法」を参照）。

	一般枠	区内学生枠				
公募	<ul style="list-style-type: none"> 公募5件の内、4件が一般枠の対象 ✓ フリーテーマ（採択数2件）：具体的な実証テーマに対してではなく、社会課題の提起・解決策を提案する形で応募・審査を実施 ✓ 特定課題テーマ（採択数2件）：区政現場ごとの具体的な実証テーマに対して応募・審査を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 公募5件の内、1件が学生枠の対象 具体的な実証テーマに対してではなく、社会課題の提起・解決策を提案する形で応募・審査を実施 				
	一般枠、区内学生枠ともに実証パターンは共通（応募スタートアップごとに選択可能） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>プロトタイプ 導入パターン</td> <td>プロトタイプ 開発改良パターン</td> <td>大学・研究機関 協業パターン</td> </tr> </table>			プロトタイプ 導入パターン	プロトタイプ 開発改良パターン	大学・研究機関 協業パターン
プロトタイプ 導入パターン	プロトタイプ 開発改良パターン	大学・研究機関 協業パターン				
審査	<ul style="list-style-type: none"> プロセス：一般枠内・各テーマで、一次審査（書類）→二次審査（プレゼン）を実施 採択方法：各テーマごとに採択（フリーテーマ2者、特定課題テーマ2者） 	<ul style="list-style-type: none"> プロセス：区内学生枠内で、一次審査（書類）→二次審査（プレゼン）を実施 採択方法：全応募スタートアップの中から1者を採択 				
	一般枠、区内学生枠ともに評価観点は共通 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>ビジネスモデルの 革新性</td> <td>実証実験の 実現性</td> <td>社会課題解決 への寄与</td> <td>区内企業・区内大学 等との連携効果</td> </tr> </table>			ビジネスモデルの 革新性	実証実験の 実現性	社会課題解決 への寄与
ビジネスモデルの 革新性	実証実験の 実現性	社会課題解決 への寄与	区内企業・区内大学 等との連携効果			

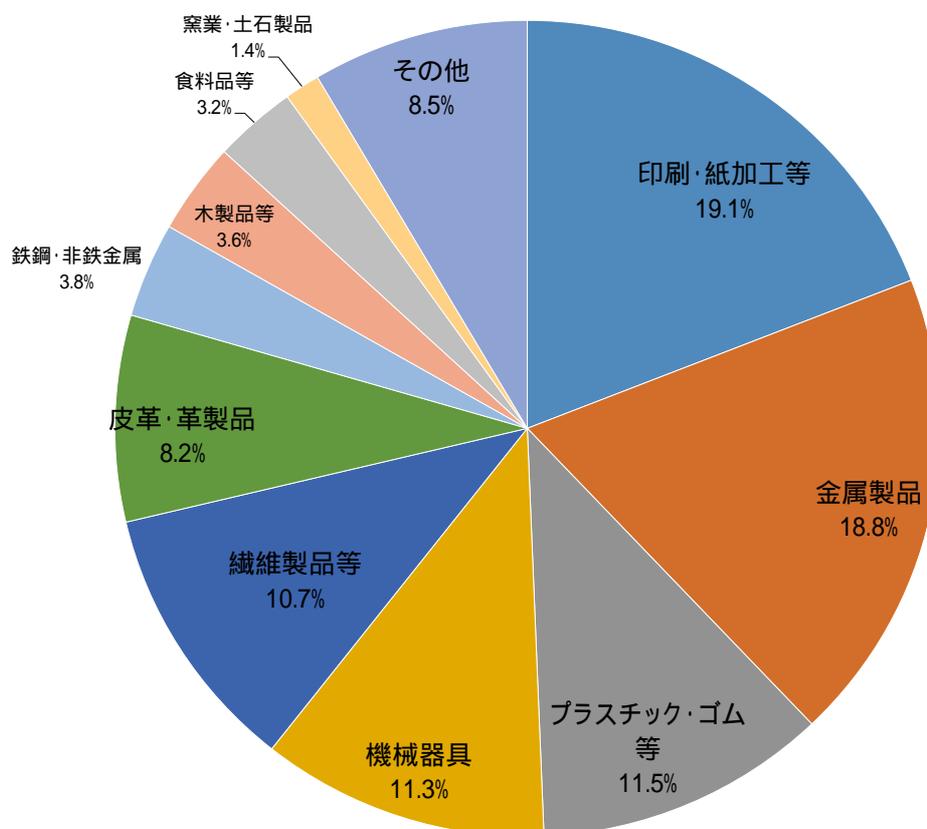
(4) 各パターンにおける区内企業・区内大学との協業

ア プロトタイプ開発・改良パターン

実証内容・連携方法・実証費用等の調整に関して、区内企業との協業を希望する場合は、希望する区内の中小企業の事業者名・業種・技術・特徴などをご提示ください。希望内容に応じて、事務局が区内企業との協業を調整します。なお、内容によっては区内企業を紹介できないケースもありますのでご了承ください。(事前調整の方法は、「3.(3)ウ 区への調整希望票」を参照)。

また、区内の業種の構成・特性や、具体的な区内企業や活動などを把握したい場合は、下記の図及び「墨田区産業共創施設 SUMIDA INNOVATION CORE (通称：SIC)」の会員紹介ページ (<https://sic-sumida.net/>) を参照ください。

【参考：墨田区における工場数の業種別構成比】



総務省統計局・経済産業省「平成28年経済センサス活動調査」(2017)より作成

イ 大学協業パターン

実証内容・連携方法・実証費用等の調整に関して、区内大学との協業を希望する場合は、希望する区内の大学名・専門領域などをご提示ください。希望内容に応じて、事務局が区内大学との協業を調整のうえ、各大学の窓口を紹介します。なお、内容によっては区内大学を紹介できないケースもありますのでご了承ください。(事前調整の方法は、「3.(3)ウ 区への調整希望票」を参照)

本パターンで実証実験に採択された場合は、採択スタートアップと各大学間で契約を締結し、「共同研究契約」「技術移転」「受託事業」等による連携を想定しています。

各大学の詳細について把握したい場合は、下記を参照ください。

「墨田区産業共創施設 SUMIDA INNOVATION CORE (通称：SIC)」の HP について

- SIC 会員紹介ページ：<https://sic-sumida.net/>

千葉大学の各種 HP について

- 千葉大学 公式ホームページ：<https://www.chiba-u.ac.jp/>
- 千葉大学墨田サテライトキャンパス (dri)：<https://dri-chiba-u.studio.site/>
- 学術研究・イノベーション推進機構 (IMO)：<https://imo.chiba-u.jp/>
(産学連携の相談窓口：学術研究・イノベーション推進機構 (IMO)：<https://imo.chiba-u.jp/>)

iU 情報経営イノベーション専門職大学の HP について

- iU 情報経営イノベーション専門職大学 公式ホームページ：<https://www.i-u.ac.jp/>
(産学連携の相談窓口：地域連携センター)

(5) 役割分担

本事業における役割分担の考え方は以下の通りです。

	事務局	採択スタートアップ
申請		<ul style="list-style-type: none">• 申請資料の作成• プレゼンによる説明 (二次審査)

実証準備	<ul style="list-style-type: none"> 関係者調整、実証プランの設計支援 	<ul style="list-style-type: none"> 実証プランの調整 実証に必要なプロダクト・サービスの提供準備
実証実施	<ul style="list-style-type: none"> 実証の進捗管理（定例会） スタートアップと区政現場間等の関係者調整（課題発生時等の調整） 最終報告のとりまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> 実証実験の実施 実証の進捗報告 実証の進捗管理（定例会） 効果測定・分析

（６）実証スケジュール

本事業は４月に公募を開始し、６月に審査を経て採択企業を決定します。７月から３月末までの９ヶ月を実証期間とし、期間内で「実証設計」「プロダクト・サービス導入／開発改良」「実証実験」「効果測定」「最終報告」を実施する想定です。

また、本事業に採択された実績があり、既に区内で一定の成果を挙げている実証実験で継続して実施を希望する場合は、次年度の実証実験の審査を行い、令和７年４月から令和８年３月末までの１年間を実証期間とする想定です（令和７年度の予算については調整段階であり、現時点で継続での実証を確約するものではない旨をご了承ください）。

【実証スケジュール（新規採択の場合）】



【実証スケジュール（継続の場合）】



申請内容

(1) 申請資格

本事業への申請の対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者であり、かつ実証実験事業を行うものとなります。

ア 法人格を有する団体で、次のいずれかに該当するもの

(ア) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者(個人を除く。)

(イ) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に定める一般社団法人及び一般財団法人

(ウ) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

イ 実証実験事業の実施能力を有する者

ウ 法人事業税及び法人住民税を滞納していない者

エ 次の(ア)~(ク)に該当しない者

(ア) 墨田区暴力団排除条例(平成24年墨田区条例第37号)第2条第1号に規定する暴力団である団体又は代表者若しくは団体の構成員が同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団関係者である者

(イ) 心身の故障により実証実験事業を適正に行うことができない者として区長が別に定める者

(ウ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(エ) 代表者が禁錮以上の刑に処せられ、執行終了日又は執行を受けることがなくなった日から2年未満の者

(オ) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定による清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項の規定による破産手続開始の申立てがなされている者

(カ) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者

(キ) 政治活動又は宗教活動を主目的とする団体

(ク) その他資格審査において不相当であると区長が認める者

(2) 申請の考え方

ア 複数の申請について

複数の実証テーマで申請することができます。但し、複数申請する場合は、申請する実証テーマごとに申請書を作成の上、志望順位を記載してく

ださい。なお、複数申請をした場合でも、採択される実証テーマは1つに限られます。

イ 実証パターンについて

応募スタートアップが、どの実証パターンとするかを選択のうえ申請を行うことができます。

ウ 実証期間について

今年度の実証実験は、令和6年度内(令和7年3月末まで)で実証から効果測定までを行うものです。なお、実証実験の効果をさらに高めていくため、令和6年度の実証実験のあり方を発展させた令和7年度の実証実験の計画・見通しがあれば、事業計画書に記載ください。ただし、次年度の予算については調整段階であり、現時点で継続での実証を確約するものではない旨をご了承ください。

(3) 申請書類・申請方法

次の表に掲げる提出書類等を期日までに手順に従い、提出してください。なお、次年度の実証実験の継続に関する申請については、「3.申請内容(4)実証実験の継続に関する申請」を参照ください。

提出書類等	提出期日	提出先
ア 申請申込	令和6年	事務局あてにメールで提出
イ 質問票	4月26日(金)	【提出先】
ウ 区への調整希望票	17時まで	innovation-
エ 実証実験事業計画書(第1号様式別紙1)	令和6年 5月17日(金) 17時まで	sumida@tohmatu.co.jp
オ 実証実験事業収支計画書(第1号様式別紙2)		墨田区産業振興課あてに<メール>及び<持参又は郵送>の両方で提出 【提出先】 メール SANGYOU@city.sumida.lg.jp 持参・郵送先 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 墨田区産業観光部産業振興課 (区役所庁舎14階)
カ 墨田区プロトタイプ実証実験支援事業費補助金交付申請書(第1号様式)		
キ 誓約書(第2号様式)		
ク 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類		
ケ 法人事業税及び法人住民税の納税証明書(直近1期分)		
コ 税未納理由申立書(第3号様式) (決算期に達していないなどの正当な理由により前号に規定する書類が提出できない場合に限る)		

郵送に関する事故については、事務局は一切責任を負いかねます

ア 申請申込：【提出期日】令和6年4月26日(金)17時まで

下記の必要事項を、事務局宛てに以下の件名で電子メールにて提出ください。参加申込後の辞退も可能ですので、申請する可能性がある場合は、申請申込をお願いします。

- 件名：【プロトタイプ実証】応募枠名称 + 申請申込（企業名）
記載例）【プロトタイプ実証】一般枠申請申込（XXX社）
- 記載事項：企業名、応募枠、申請予定の実証テーマ（複数可）、実証パターン

イ 質問票：【提出期日】令和6年4月26日(金)17時まで

本事業・申請内容に関して質問がある場合は、別添様式の「質問票」を記入頂き、事務局宛てに以下の件名で電子メールにて提出ください。また、本事業に関する頻出の質問については、別紙「Q&A集」もあわせて参照ください。

- 件名：【プロトタイプ実証】質問票提出（企業名）

また、実証実験の所管や実施フィールドへの直接の問い合わせはお控えください。

なお、質問への回答は、全ての申請事業者に一括で電子メールにて送信いたします。なお、審査の詳細に関わる事項など、質問内容によっては回答しかねる場合がございます。

ウ 区への調整希望票：【提出期日】令和6年4月26日(金)17時まで

区内企業・大学等との協業、区内のステークホルダーとの調整、実証フィールドの活用など事前調整を希望する場合は、別添様式の「区への調整希望票」をダウンロードして頂き、事務局宛てに以下の件名にて電子メールで提出ください。

- 件名：【プロトタイプ実証】区への調整希望票提出（企業名）

希望票の提出後、事務局によるステークホルダーとの事前調整を行います（なお、内容によっては紹介できないケースもありますのでご了承ください）。

事前調整は本票を受領次第、随時実施するため、リレーションの活用や協業を希望する場合は締切日より前に速やかに提出いただくことが望ましいです。

また、既に区内企業・大学等との協業を調整済の場合は、本票の提出は必要ありません（実証実験事業計画書において、調整済の企業名等や協業方法の詳細を記載ください）。

エ 実証実験事業計画書（第1号様式別紙1）：【提出期日】令和6年5月17日(金)17時まで

別添様式「実証実験事業計画書（第1号様式別紙1）」を記入頂き、事務局宛てに以下の件名で電子メールにて提出ください（複数申請する場合は、実証テーマごとに書類を提出ください）。

また、本書類を作成するうえでは、別紙「実証実験事業計画書の記載例」もあわせて参照ください。

- ・ 件名：【プロトタイプ実証】事業計画書提出（企業名）

エ～キ 交付申請書等：【提出期日】令和6年5月17日(金)17時まで

別添様式「実証実験事業収支計画書（第1号様式別紙2）」「墨田区プロトタイプ実証実験支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）」「誓約書（第2号様式）」を記入頂き、事務局（墨田区産業振興課）宛てに以下の件名で電子メール及び持参・郵送にて提出ください（複数申請する場合は、実証テーマごとに書類を提出ください）。

また、本書類を作成するうえでは、別紙「実証実験収支計画書の記載例」「交付申請書の記載例」「誓約書の記載例」もあわせて参照ください。

- ・ 件名：【プロトタイプ実証】申請書類提出（企業名）

ク～コ 法人に関する書類等：【提出期日】令和6年5月17日(金)17時まで

「定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類」「法人事業税及び法人住民税の納税証明書（直近1期分）」、必要に応じて「税未納理由申立書（第3号様式）」を用意頂き、事務局（墨田区産業振興課）宛てに以下の件名で電子メール及び持参・郵送にて提出ください（複数申請する場合は、実証テーマごとに書類を提出ください）。

- ・ 件名：【プロトタイプ実証】法人関係書類提出（企業名）

(4) 実証実験の継続に関する申請

以下の条件に該当する場合は、次に示す手順に則り、申請してください。

ア 条件

本事業に採択された実績があり、既に区内で一定の成果を挙げている実証実験で継続して実施を希望する場合

イ 申請書類・方法

「3.(3) 申請書類・方法」を参照（但し、提出期間は下記参照）

ウ 提出期間

令和7年4月1日(火)から令和7年6月30日(月)17時まで

3. 審査・選定の方法

(1) スケジュール

以下のスケジュールにて、審査・選定を行います。なお、次年度の実証実験の継続に関する申請については、「4. 審査・選定の方法(4) 実証実験の継続に関する審査・選定」を参照ください。

申請申込	令和6年4月26日(金) 17時まで
質問票提出	令和6年4月26日(金) 17時まで
区への調整希望票提出	令和6年4月26日(金)17時まで
申請資料提出	令和6年5月17日(金) 17時まで
一次審査結果通知	令和6年6月上旬【予定】
二次審査 (プレゼン・質疑応答)	一般枠：令和6年6月下旬【予定】 区内学生枠：令和6年6月下旬【予定】 プレゼンテーションの実施方法等の詳細は、一次審査結果通知時にご連絡します。
結果通知	令和6年6月下旬【予定】

二次審査は、応募スタートアップによる審査委員への実証内容に関するプレゼンテーションと質疑応答を実施します。プレゼンテーションの実施方法等の詳細は、一次審査結果通知時にご連絡します。

(2) 選定方法

以下のとおり、一次審査は書類審査とし、二次審査は応募スタートアップによるプレゼンテーション及び審査委員との質疑応答を通じた総合審査とします。

また、「2.(3) 実証テーマ」に記載のとおり、本事業で実施する実証実験は最大5件となりますので、全ての実証テーマに応募があった場合は、総合評価の高い企業を採択します。なお、評価結果の詳細については公開をしないため、ご了承ください。

(なお、「3.(1) 申請資格」に示す資格を満たさないと判断した場合には、失格とします)。

審査ステップ	実施内容
一次審査	提出された応募書類に対して、本事業の所管である産業振興課及び各実証実験の所管による書類審査を実施
二次プレゼン審査	応募スタートアップによるプレゼンテーション及び審査委員による質疑応答の内容に対して、審査による総合評価を実施

(3) 評価基準

各審査は、以下の評価基準に基づき評価を行います。なお、本区では”ものづくりのまち・すみだ”や”大学のあるまち・すみだ”として、区内のものづくり企業や区内に拠点を有する大学等との協業を促進し、スタートアップと区内企業・区内大学等との協業ニーズを広く抽出する趣旨から、「パターン：プロトタイプ開発・改良パターン」および「パターン：大学協業パターン」での申請時には、「区内企業・区内大学等との連携効果」を加点項目として評価します。また、「区内企業・区内大学等との連携効果」は加点項目のため、他の項目より配点比率を低く設定しています。

評価観点	評価項目	
ビジネスモデルの革新性	• 具体的な事業プランを有しており、課題が明確になっているか	必須評価項目 (配点比率：80%)
	• 事業プランの成長が期待できるか(新規性・独自性、市場性・比較優位性を有するか)	
実証実験の実現性	• 実証フィールドとして想定している区政現場・地域で受入れ可能な実証内容であるか	
	• 実証フローや事業スキームが明確にされているなど、具体的な実証内容が検討されているか	
	• 定量・定性的な指標が設定されており、明確な成果が得られる実証であるか	
社会課題解決への寄与	• 経営層として社会課題解決に対する課題意識及び解決意欲を有しているか	
	• 墨田区における社会課題の解決に資するソリューション及び事業の展開が見込めるか	
	• 墨田区以外における社会課題の解決に繋がる水平展開・波及効果が見込めるか	
区内企業・団体等との連携効果	• 区内のものづくり企業・団体等との連携の実現が期待できる内容であるか	
	• 区内のものづくり企業・団体等への利益効果や裨益が期待できる内容であるか	

(4) 実証実験の継続に関する審査・選定

実証実験の継続に関する申請については、既に区内で実証実験を行い一定の成果を挙げている実証実験であることを踏まえて、以下のスケジュール・プロセスに基づき、令和6年度の実証実験のあり方を発展させた令和7年度の実証実験の計画・見通しがあり、効果性・継続性が見込まれる実証実験として成立しているかを書類審査にて評価します。

令和7年度の予算については調整段階であり、現時点で継続での実証を確約するものではない旨をご了承ください。

【スケジュール】

申請資料提出	令和7年4月1日(火)から令和7年6月30日(月)17時まで
審査結果通知	提出タイミングに応じて、順次通知

【審査方法】

審査ステップ	実施内容
書類審査	提出された応募書類に対して、本事業の所管である産業振興課及び各実証実験の所管による書類審査を実施

4. その他の事項

(1) 留意事項

申請者は以下の点に留意のうえ、申請してください。

- 本事業に選定された後における、採択スタートアップの事由による参加辞退は原則として出来ません。
- 実証実験の実施にあたっては関係法令等を遵守してください。
- 実証実験実施中に発生した事故や苦情が、採択スタートアップが提供するプロダクト・サービス等の瑕疵によるものと見なされる場合には、採択企業が一切の責任を負うものとし、発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む)については、採択企業がその費用を負担するものとします。損害は、利用者等の怪我や実施フィールドの設備等を損傷するなどの有形のものに限らず、実証実験に伴い設置する機器等が原因となる障害や、機器等の誤作動によるものも含まれます。
- 実証に使用するプロダクト・サービス等は、安全が十分に検証され、保障されたものを使用することを前提とした上で、実証を実施する際において

も、安全対策の実施、安全性の向上に努めてください。

- 本実証を通じて、区から提供を受けた電子データについては、実証実験終了後に破棄してください。また、提供データを実証の実施以外の目的で使用する事や、区が権利を有する提供データや情報及び、実証に係る成果物を区の承諾を得ずに第三者に提供することを禁止します。

(2) 実証実験の実施に係る権利帰属について

本事業に係る成果物及び権利帰属は以下の通りとなります。以下に示す成果物以外が生じる場合については、関係者間で協議のうえ、権利帰属を決定します。

- 実証実験の成果報告書
権利帰属は墨田区とします。
- 実証実験のために導入・開発・改良したプロダクト・サービス
権利帰属は採択スタートアップとします。
- 実証実験の実施によって得られたデータ
権利帰属は採択スタートアップとしますが、墨田区の要請に応じて、協議のうえ、共有するものとします。

なお、採択スタートアップと区内企業・区内大学等との協業の間で発生した成果物については、両者間の取り決めによるものと想定しています。

5. 本事業の問い合わせ先

事務局：デロイト トーマツ コンサルティング合同会社

メールアドレス：innovation-sumida@tohmatsumatsu.co.jp

6. 事務局の企業情報

社名	デロイト トーマツ コンサルティング合同会社 (英文表記 Deloitte Tohmatsu Consulting LLC)
設立	1993 年 4 月
資本金	500 百万円
本社所在地	東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング
事業内容	さまざまな業界・業種ごとの専門的知識とプロジェクト経験をもつインダストリーサービスと、組織、機能、目的に対応し、特有の課題を解決するコンピテンシーサービスの 2 つの軸のプロフェッショナルがチームを組み、コンサルティングサービスを展開しております。また、グローバルに事業展開するクライアントをサポートする体制を有しています。
URL	https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/about-deloitte/articles/dtc/dtc.html

以上